

第2号様式（第3条関係）

令和4年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月22日（水）午前10時00分～午前11時00分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室4
- 3 出席者
 - ・委員 井上 宜昌、前田 洋枝、豊田 崇文、竹内 智恵子、宮崎 敦司、
桂田 伸二、清崎 孝子、冨田 响子
 - ・豊山町 町長 鈴木 邦尚
生活福祉部長 日比野 敏弥
住民課長 天野 加奈子
環境保全グループ グループ長 柴田 貴文
主事 栗原 卓郎
- 4 報告事項 (1) 町のごみ・資源処理について
(2) 豊山町きれいなまちづくり表彰実施要領について
- 5 会議資料 (1) 豊山町廃棄物減量等推進審議会について（資料1）
(2) 町のごみ・資源処理について（資料2）
(3) 豊山町きれいなまちづくり表彰実施要領（資料3）

6 議事内容

（開 会）

司 会： 只今から令和4年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会を開催します。本日の会議開催につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、室内の換気のため窓を少し開けさせていただいておりますこと、ご了承願います。

始めにお手元の資料の確認をさせていただきます。

（議事録の作成に関する指針の確認）

司 会： 続きまして、会議録の作成と町の公式ホームページへの掲載について説明をさせていただきます。これから開催する審議会の内容につきましては、会議録として町の公

式ホームページに掲載させていただきます。この会議録には、開催日時、場所、出席者名及び議事の内容を要点にまとめる形で記述いたします。なお、発言者のお名前は非公表とし、委員A、委員Bという形で掲載いたします。このような形で会議録を作成し、ホームページに掲載することとなります。ご了承いただけますでしょうか。

ご了承いただきまして、ありがとうございます。会議録につきましては、只今申し上げたとおり、掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、配布した次第に沿って進行させていただきます。

まず、はじめに町長より皆様に委嘱状の伝達をさせていただきます。順番に席へ向かいますので、そのまましばらくお待ちください。

(町長より順番に委嘱状を伝達)

ありがとうございました。委嘱状の伝達が終わりましたので、皆様のところへ審議会の委員名簿を配布させていただきます。

なお、委員Aから欠席の連絡がありましたのでご報告させていただきます。続きまして、豊山町長よりごあいさつを申し上げます。

(町長あいさつ)

町長： 皆さん、おはようございます。これから2年間お世話になります、どうぞよろしくお願いいたします。また、平素は環境行政、町政各般にわたりまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず始めに豊山町の現況についてお話をさせていただければと思っております。

令和2年度に廃棄物処理に係る経費が若干減少しております。これについては、従来豊山町は北名古屋市とともに北名古屋市衛生組合というものを設けており、そこでごみ焼却工場等の運営をしておりましたが、今から10年ほど前に体制を見直すということで、名古屋市と調整し、名古屋市の北名古屋市工場を作っていただき、そこへ町のごみを運搬して名古屋市のごみと一緒に処理していただけるという構造に変わりました。そのため、ごみ処理の経費が大幅に削減することに繋がりました。

しかし、現状を見ますと残念ながら豊山町は住民1人当たりのごみの排出量が愛知県内54市町村中45位、リサイクル率は34位と非常に低い状況にあります。

この現況を改善することが私自身の大きな一つの課題でございます。

そして町を美しくするという観点から、昨年「きれいなまちづくり条例」を制定させていただきました。豊山町は国道41号線沿いや堤防など、場所によっては路上にごみが散乱しています。このあたりは不法投棄のごみがまだまだ見られます。さらに、犬のふんに関しても、まだ散見される状況にあります。

本日はこの審議会を通じて、今後の環境行政に反映させるべく、皆様からの忌憚のないご意見をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

司 会： ありがとうございます。次に次第3の「豊山町廃棄物減量等推進審議会について」説明させていただきます。資料1をご覧ください。

本日、皆様に委嘱させていただきました、豊山町廃棄物減量等推進審議会委員は、「豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の第7条の規定により、審議会の設置及び委員の任命を定めております。審議会の組織につきましては、委員10人以内をもって組織するとされており、現在は9名の方をお願いしております。任期につきましては、2年間で令和5年2月1日から令和7年1月31日まででございます。

皆様の役割、任務といたしまして、(2)規則の第2条にあるように町長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項を調査及び審議していただき、答申していただくことを皆様をお願いするものであります。

これまでに審議して頂いたものとしましては、裏面に記載してあります。豊山町のごみ処理の基本的方針を定めた一般廃棄物処理基本計画に関する事、一般廃棄物処理手数料の改正について、名古屋市へのごみの搬入についてなど、ご審議いただいております。

本日の会議におきましては、ご審議していただく議案はございませんが、「豊山町のごみ・資源処理について」、「豊山町きれいなまちづくり表彰実施要領について」の2点をご報告しますのでよろしく申し上げます。

最後に、委員の皆様の身分についてです。豊山町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき設置される非常勤の特別職になり、報酬は会議1回につき6,000円を支払います。これからの2年間よろしく申し上げます。

以上で、廃棄物減量等推進審議会についての説明を終わります。

それでは、本日の会議に初めて参加していただく委員もお見えになりますので、ここで自己紹介の時間をもちたいと思います。お手元に配布させていただきました委員名簿の順に自己紹介をお願いします。

(自己紹介)

司 会： 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

司 会： 2年間、このメンバーで、豊山町廃棄物減量等推進審議会の会議を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、次第5の役員選出に移ります。当審議会規則の第3条に「審議会に会長及び副会長を置く。」「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」とあります。会長、副会長の選出は皆様の中で選出していただきたいと思いますが、どなたかお願いできましたら、挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

どなたも挙手されないようですので、事務局の腹案により提案させていただきます。

(事務局より提案し、承認される)

司 会： それでは、会長からあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長： 不慣れではありますが、みなさまのご協力をいただきながら、スムーズに会議の取り回しを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。なお、町長は次の公務がありますので、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

これからの議事の進行については、審議会規則第3条第3項の規定に基づき、会長が会務を総理することになっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、本日の出席者は8人です。規則第4条第2項の規定により、定足数に達しておりますので審議会は成立しております。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(報告事項)

会 長： ただ今、会長が会務を総理することになっていると、事務局から説明がありましたので、私がこれからの会議の進行を務めさせていただきます。

それでは、次第7の報告事項に入ります。(1) 町のごみ・資源処理について、事務局の説明を求めます。

事務局： 次第7の報告事項(1) 町のごみ・資源処理について説明します。資料2の「町のごみ・資源処理について」をご覧ください。

初めに、「1 ごみ・資源の処理の流れ」について説明します。

まず、(1) ごみ(可燃、不燃、粗大)の流れについて、収集業者がそれぞれのごみを収集後、ごみ処理工場へ運搬します。豊山町のごみは名古屋市の北名古屋工場へ運搬され、破碎、磁選後、熔融処理され、スラグ・メタル・飛灰などになります。スラグは道路の一部へ、メタルは重機の一部へ、飛灰は最終処分場で埋め立てられます。

続きまして(2) 資源の流れについて、資源は収集業者が収集後、中間処理施設へ運搬され、選別、洗浄、粉碎、圧縮などの処理をします。その後、最終処理施設で別の品目や同じ品目に生まれ変わります。

続きまして、「2 ごみ処理の実績」について説明します。

表の数値は、上段から令和元年度実績、下段が令和3年度実績と順になっています。

(1) 処理量及び中間処理費の表では、家庭から出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、事業系の可燃ごみについて、それぞれ処理量と町負担の中間処理費用をまとめた表となっています。令和3年度の家庭系のごみの量は約3,416トンで、令和2年度と比べ約160トン減量しました。また、事業系の可燃ごみの量は約1,739トンで、令和2年度と比べ約149トン増加しました。コロナ禍の影響による外出自粛などにより家庭系ごみが増加、事業系ごみが減少する傾向にありましたが、令和3年度からは徐々に戻りつつあり、家庭系ごみが減少し、事業系ごみが増加する傾向になりました。今年度の途中の時点でも同様の傾向が見られます。処理費については、

家庭から出るごみと事業所から出る可燃ごみは、名古屋市のごみ処理工場で処理しているため、名古屋市にごみの処理費を支払っています。令和3年度に名古屋市に支払ったごみの処理費は約1億500万円になります。

(2)の表は、事業系ごみの排出量となります。この排出量は、事業系の可燃ごみに北名古屋衛生組合鴨田エコパークで処理している生ごみを足した量となります。令和3年度の量は約2,478トンで令和2年度より342トン増加しています。また、この排出量を1年365日で割った数値が1日あたりの排出量となっています。令和3年度は6.79トンとなりました。一般廃棄物処理基本計画の数値目標では令和16年度に5.0トンとすることを目標としており、まだ大きく乖離している状況です。

続きまして(3)の表です。こちらは事業系可燃ごみの処理手数料の表となっています。事業所から出る可燃ごみの処理手数料は、収集運搬許可業者を通じて、町に1キログラム当たり32円の手数料を納めていただいております。令和3年度は約1,739トンのごみを処理しましたので、許可業者から約5,600万円の手数料の納入がありました。

次に(4)の表は、1人1日当たりの家庭ごみ排出量を示す表になります。この1人1日あたりの排出量は、自治体のごみの排出量を比較する際に用いられるもので、本町は1人1日あたり592グラムとなっています。また、こちらも一般廃棄物処理基本計画において、目標数値を掲げており、令和16年度の1人1日あたりの排出目標を540グラムとしています。目標値には近づきましたが、目標値達成まではまだ遠い状況であります。

次のページ、(5)の表は家庭ごみ一人あたりの年間ごみ処理費の表になります。ごみ処理費には収集運搬費と、名古屋市へ支払うごみ処理委託料と、北名古屋衛生組合負担金が含まれます。令和3年度のごみ処理費は約2億6000万円となっており、1人あたりでは16,337円となっています。令和2年度と比較して117円高い結果となりました。

続きまして、「3 資源化の実績」について説明します。豊山町では、ごみ減量化の取り組みとして、地区とリサイクルステーションで資源分別収集を実施しています。また、町は地区と団体に対して、資源収集量に応じて奨励金を交付し、資源回収を推進しています。

「(1) 収集量と奨励金」の表の合計欄をご覧ください。町全体の令和3年度の資源の収集量は約392トンです。令和2年度と比較して約11トンの減少が見られます。また、令和3年度に交付した奨励金の額は約737万円になり、令和2年度と比較して約47万円増額しました。収集量が減少しているのに奨励金が増額している理由としましては、各品目の売上が増額していることが原因です。例えばアルミ缶は、令和2年度はキロ65円でしたが、令和3年度はキロ85円となりました。ちなみに今

年度はキロ170円と大幅に上がっています。他にもスチール缶がキロ1円から10円に、金物がキロ3円から15円に上がりました。

次ページの(2)～(4)につきましては、(1)の収集量の内訳となっております。

最後に「4 1人1日当たりのごみ・資源量まとめ」の表をご覧ください。

こちらの表では、減少傾向にある項目を青、増加傾向にある項目を赤で示しています。家庭系ごみに関して、可燃ごみ、不燃ごみは減少傾向にありますが、粗大ごみは増加傾向にあります。資源量に関しては、ペットボトル・容器包装プラスチックは増加傾向にありますが、紙資源は段ボール以外全て減少しています。

ごみをしっかりと分別してリサイクルすることが、ごみの減量につながります。今後も引き続きごみ減量の施策に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

資料2の説明については以上です。

会 長： 説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

委員B： 資料最後の「1人1日あたりのごみ・資源量まとめ」に関して、増減の箇所を明確に示していただいているかと思えます。その中で、令和2年度以降、粗大ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトルが増えているのは、コロナの影響でどこの市町村でもあることで、これは当然だと思います。しかしこの中で2つお聞きしたいことがあります。1つ目は生活系可燃ごみについて、令和3年度に前年と比べて20グラム減少しておりますが、20グラムはかなりの量なので、この減った要因を豊山町でご存じなのかということ。2つ目は事業系ごみに関して、コロナ前の平成31年度に437グラムとなり、コロナが始まり令和2年度で370グラムと元に戻っていますが、令和3年度に429グラムとまた増えている、この事業系ごみの増減、特にコロナ前になぜ増えたのかという要因を知りたいです。それに伴ってせつかく生活系可燃ごみが令和3年度に減っているのに総排出量としては増えてしまっているということが起きてしまっています。事業系ごみがここまで増える時というのは新たに店舗が開店する、新しい食品系の事業者さんが入られて食品残渣が増えるなど、そういった理由も考えられますが、何かしら豊山町の方で把握していることがあれば教えていただきたいです。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。

質問いただきましたが、明確な要因は現状把握しておりません。推測されるものとしましては、コロナの影響も1つでありますし、事業者が家庭形ごみで出していたものを事業系ごみで出すようになった場合は家庭形可燃ごみが減少し、事業系ごみが増加しますので、そういったことも要因として考えられます。しかし現状明確な要因をご説明することができないので、これから調べて何が原因かを確認していきたいと思えます。

委員B： ありがとうございます。では、何かしら豊山町の方で、このことに関するごみ減量の施策とかを具体的に打ち出したわけではないということですね。

事務局： そうです。

委員B： 私は豊山町に住んでいないものですから、皆様で何かしら減少の理由でお気づきの方はいらっしゃいませんか。生活の中やごみ出しの様子を見られて、明らかに何か変わったことなどありませんか。

委員C： 推測ですが、近所の方の実情として、物価の上昇で購入物が減っているというものがあります。今までなら簡単に買っていたものを買わなくなる、ごみが出ないこと、子どもにお金をかけるなど、ごみの出ないことにお金がかかっている現状です。また電気代も上がっており、何で節約しようかと最近皆様からよくお聞きするので、その影響が今後もしわじわとくるのではないかと感じております。

委員B： ありがとうございます。事業者さんの方でも何かお気づきのことがあれば教えてくださいたいです。

委員D： 先ほどおっしゃっていたように、昨年末くらいから値上がりというところで、食料品に関しては単価が上がっております。値上がり前は順調に売り上げが推移していましたが、現状は売り上げが非常に厳しくなっております。それに引き換え、外食というのは持ち直してきており、その分で事業系生ごみが増えてきているのではないかと思います。

委員B： ありがとうございます。事業系の生ごみは廃棄物の受入れ業者がどこからきたものかある程度把握していると思います。そういったことを聞いていただけると、何かしら要因も見えてくるのではないかと思いますのでぜひお願いします。

事務局： ありがとうございます。

会長： 他に意見、ご質問等ありませんでしょうか。

委員C： 6ページ「資源化の実績」に関して、説明を受けて単価が上がっているからリサイクルすることでその分奨励金もたくさん入ると、単純なことではありますが気づいていなかったことでした。このことを住民の方に周知できているのかをお聞きしたいです。

事務局： 地区委員や代表の方には周知していますが、住民一人ひとりにはまだ周知がしきれていません。広報にて、ごみの施策に関して1ページ使って掲載しており、少しずつ周知を図っていきたいと思っています。

委員C： ありがとうございます。資源集積所のカゴに単価を貼るなど、一目でわかる工夫をするのもありかと思えます。現状は奨励金が地域に還元されていること自体を知らない方がたくさんいらっしゃいます。私自身も環境に携わってから知ったことで、周知されていないことがもったいないとずっと感じておりました。資源集積所にもイラストを載せるなど、子どもにもわかりやすく知ってもらい、意識啓発にもつな

げたいので周知を頑張ってください。

事務局： 貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

本町では町長発案の町民説明会を年に数回、今年度は2回行っております。説明会でもこういった奨励金、資源化の実績を報告させていただいておりまして、その場でも町はこんな良いことをしているのだからもっとPRしなさいとお言葉をいただきました。先ほども説明しましたとおり、少しずつ広報では掲載していますが、まだまだ周知が足りないと思っております。今後も周知を図りますので、何卒ご協力をお願いいたします。

会 長： 他に意見、質問等ないようですので、(2) 豊山町きれいなまちづくり表彰実施要領について事務局の説明を求めます。

事務局： それでは資料3 豊山町きれいなまちづくり表彰実施要領について説明します。まず1枚めくっていただき参考と書かれた資料をご覧ください。

昨年度書面開催をした際に、豊山町きれいなまちづくり条例案の条文を送らせていただきましたが、それから中身が変更となった部分もありますので改めて条文から説明します。

町では、協働によるきれいなまちづくりの推進を図り、町の快適な生活環境の確保に寄与することを目的として、豊山町きれいなまちづくり条例を令和4年10月1日から施行しました。条文の中ではきれいなまちづくりを推進するにあたり、町、町民、事業者、土地所有者などの役割を明らかにし、それぞれが行うべき環境美化活動について定めています。第1条は条例の目指すべき目的、第2条は本条例に出てくる用語の意義を定めるもの、第3条から第6条までは、町、町民等、事業者等、土地所有者等のそれぞれの役割について定めるものです。第7条については、ポイ捨て防止について、規定しているものです。第8条については、犬のふんの適切な処理について、定めるものです。第9条から第11条までは、助言又は指導、勧告、命令について、定めたものです。第12条については、町の実施する施策などに関し、環境ボランティアとして、町民、事業者、その他団体の自主的な参加、協力を求めることができることを定めるものです。第13条については、第12条に基づいたボランティア活動、その他環境美化活動により、きれいなまちづくりの推進に著しく貢献したものを表彰することができることを定めるものです。この表彰対象者について、今後この審議会で審議することとしています。資料3をご覧ください。実施要領の項目6 表彰者の決定で「豊山町廃棄物減量等推進審議会において委員による審査を行い、表彰者を決定する。」と規定しています。具体的な表彰の対象につきましては、参考資料の規則の第4条に規定しています。4点あります。1、実施した環境美化活動が他の模範となること。2、活動を実施した期間がおおむね5年以上であること。3、ボランティア活動であること。4、過去に同一の事由による

表彰を受けていないこと。以上4点全ての基準を満たした場合対象となります。資料3にお戻りください。表彰は年1回あり、1回につき個人、団体含む10件を上限とします。表彰対象の5年以上については、条例施行から過去5年まで遡ることができるようにしています。推薦者は自薦、他薦問わず、町も推薦することができるものとしています。表彰される予定の者が、表彰日以前に死亡した場合は、表彰状及び記念品は遺族に贈るものとします。表彰者の表彰式を毎年11月に開催する環境フェスティバル内で実施するため、毎年8～9月頃に審議会を開催し、ご審議いただき表彰者を決定する予定であります。このような内容で今後進めていく予定であります。ご協力お願いします。

以上で説明を終わります。

会 長： 説明が終わりました。質問、意見等ございませんでしょうか。

委員E： 資料3の第4について、活動期間の5年間については、条例の施行から過去5年まで遡って計上できるとありますが、この5年にコロナの期間が含まれているのが少し気になります。特に一番ひどかった令和2年度あたりは、みんなで集まって何かやるということ自体がすごく制限された時期でした。例えば令和2年度は活動できなかったという方もいらっしゃると思うのですが、この場合どういう扱いになるのかなというのが気になりました。

事務局： こちらの実施要領ですが、これで確定というところまでは至っていません。今こういういった意見がありましたので、こういった場合も考えながら5年という期間について改めて考えていきたいと思えます。また、現在対象として考えておりますのが、資源のボランティアで立っている当番の方です。資源のボランティアの方はコロナの時期でも活動されていたため、対象になってくると考えております。

会 長： 他に意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員D： 2ページの第8条について、ペットのふん尿の始末がまだまだされていないということですが、これに関して掲示物か何かありますでしょうか。もしあれば、私共の店舗でも掲示いたしますので、よろしくをお願いします。

事務局： ありがとうございます。今回条例を制定した際に、町内の犬を飼っている方につきましては、こういった条文ができましたということを全員に周知させていただいております。その際に配布した資料がありますので、また後日お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

委員D： 私共、年に2回ほどペットショップの前でイベントを行っております。移動式のドッグランを設置しております、ご近所の方がたくさん遊びに来られます。その際にご一緒に何かできればと思っております。

事務局： ありがとうございます。

会 長： 他に意見、ご質問等ないようですので、7報告事項を閉じさせていただきます。

続きまして、8その他です。事務局からその他事項で何かありますか。

(特になし)

会 長： 委員の皆様で何かございますか。

委員B： 今回の審議会でご報告いただいた事項の中に、一般廃棄物処理基本計画の進捗に関する事項が入っておりませんでした。令和2年3月にご報告いただきました一般廃棄物処理基本計画の中に、進捗管理について審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立った変革を行うと記載があります。次回からで構いませんので、ごみ量だけでなく、施策がどのように行われたのか、できていない場合はどうしてできていないのか、というご報告をいただければ、皆様のお知恵を借りてどうやったら進めていけるのかということを考えていけると思いますので、そういった点に関しても次回以降の審議会でお加えいただければと思います。

(閉 会)

会 長： 他にないようですので、これで本日の審議会を閉会したいと思います。委員の皆様のご協力により、会がスムーズに終わりましたことについて感謝申し上げます。ありがとうございました。

(閉会のあいさつ)

司 会： 会長、大変お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり慎重なご審議をいただきありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を閉じさせていただきます。

上記のとおり令和4年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、会長及び委員2名が署名する。

令和5年2月22日

会 長 _____ 井上 宜昌

委 員 _____ 清崎 孝子

委 員 _____ 富田 响子